

田村市 教育大綱

教育振興推進プログラム



—— ワシントンD.C. リンカーン記念堂の前にて

中学生海外派遣事業〔2018.10.1~10.9〕——



田 村 市
田村市教育委員会



TAMURA-CITY 田村市シンボルマーク

【平成31年4月改定】

目 次

ページ

田 村 市 教 育 大 綱

I 田村市の将来像	1
II 教育の基本方針	1
III 目指す教育	2
IV 教育行政の方向性	2
V 基本施策	4
1 学校教育の充実	
2 生涯学習の充実	
3 芸術文化活動の推進	
4 文化財の保存と継承	
5 スポーツ・レクリエーション活動の推進	
6 教育行政の円滑な推進と効率的運営	

教 育 振 興 推 進 プ ロ グ ラ ム

学校教育課ダイジェスト 生涯学習課ダイジェスト 教育総務課ダイジェスト

1 学校教育の充実	8
① 確かな学力を育成します	
② 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育成します	
③ 個に応じた教育を推進します	
④ 地域と共にある学校教育を実現します	
⑤ 教職員の資質向上を図ります	
2 生涯学習の充実	26
① 公民館の活性化を図ります	
② 放課後子ども教室事業を推進します	
③ 学校支援活動事業の推進を図ります	
④ 図書館の機能を充実します	
3 芸術文化活動の推進	33
① 多様な芸術文化活動を支援します	
4 文化財の保存と継承	35
① 地域に遺された文化財の保存と継承を推進します	
5 スポーツ・レクリエーション活動の推進	37
① 幅広い年代が親しめるスポーツ・レクリエーション活動を推進します	
6 教育行政の円滑な推進と効率的運営	41
① 教育委員会の活性化を図ります	
② 教育予算を効果的・効率的に執行します	
③ 人材育成を推進します	
④ 教育環境の整備・充実を進めます	
⑤ 教育効果を高めるための学校規模の適正化を進めます	

資 料 編

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| ◆「田村っ子のルール10」P47 | ◆「学力向上 グランドデザイン」P48 |
| ◆「英語が使える人材育成事業」P49 | ◆「田村っ子 家庭学習の手引き」P50 |
| ◆「学級生活満足度調査(Q-U)を活用した教育相談」P52 | ◆「いじめ等への対応マニュアル」P53 |
| ◆「共通カリキュラムによる0歳から小学校入門期指導の充実」P54 | |

田 村 市 教 育 大 綱

I 田村市の将来像

田村市総合計画は、田村郡5町村が合併する際に策定した新市建設計画の理念を踏まえ、効率的な行政運営による活力ある豊かで暮らしやすい田村市の創造を目指す最初の総合計画として平成19年3月に策定しました。この総合計画に基づき、平成19～33年度の15年間にわたる長期的な展望に沿ったまちづくりを推進してまいりました。その策定時にまちづくりの3つの基本理念「人」「郷」「夢」から総合計画が目指す田村市の将来像を『あぶくまの人・郷・夢を育むまち ～はつらつ高原都市 田村市～』と設定しました。

【まちづくりの基本理念】 「人」の個性を大切にします
「郷」の資源を活かします
「夢」の実現に躍進します

【将来像】 あぶくまの人・郷・夢を育むまち
～はつらつ高原都市 田村市～



II 教育の基本方針

田村市は、「あぶくまの人・郷・夢を育むまち ～はつらつ高原都市 田村市～」という将来像を見据えて、教育面においては「未来を担う ひとづくり」を基本方針として掲げました。

【教育の基本方針】 未来を担う ひとづくり

田村市の将来のまちづくりを担うのは、ここで育つ子どもたちです。しかし、予想を超える急速な少子化や教育、安全、食生活など、子どもたちを取り巻く環境は厳しい状況にあります。子どもたちが安心して住み続け、夢や希望のもてる“まち”を市民と行政が丸となって創り上げていきます。

また、子どもたちを地域のみならず愛情をもって育てていく環境づくりをはじめ、スポーツや国内外との交流、学習、地域コミュニティを通じ、心もからだも健康で、一人一人

の個性や感性、能力を発揮できる仕組みづくりや人材の育成に努め、将来を担う「人」づくりに取り組みます。

Ⅲ 目指す教育

田村市教育委員会は、将来を担う「人」に成長できる「子どもの姿」を『ふるさとに誇りを持ち、進路を切り開き、社会の頼もしい担い手として、たくましく生き抜く子ども』としました。この「子どもの姿」の実現に向けて教育を推進します。

【 目指す教育 】

ふるさとに誇りを持ち、進路を切り開き、社会の頼もしい担い手として、たくましく生き抜く子どもの育成

基本方針「未来を担う ひとづくり」に沿って目指す教育を進めるには、幼児教育、学校教育、生涯教育の充実とともに、青少年健全育成活動への地域を挙げた取組と支援が重要です。各教育と地域を結び付けて田村市教育委員会がコーディネートすることが必要となります。

Ⅳ 教育行政の方向性

田村市では、教育基本法 17 条により定められた、国の教育振興基本計画（H25.7.4 公表）の4つの基本的方向性を参酌し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に沿って教育行政の3つの基本的方向性を決めました。

4つの基本的方向性 ～ 国の教育振興基本計画より ～

1. 社会を生き抜く力の養成
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
3. 学びのセーフティーネットの構築
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成





【 教育行政の3つの基本的方向性 】

1. 地域が育て、地域で育つ、市民参加の教育

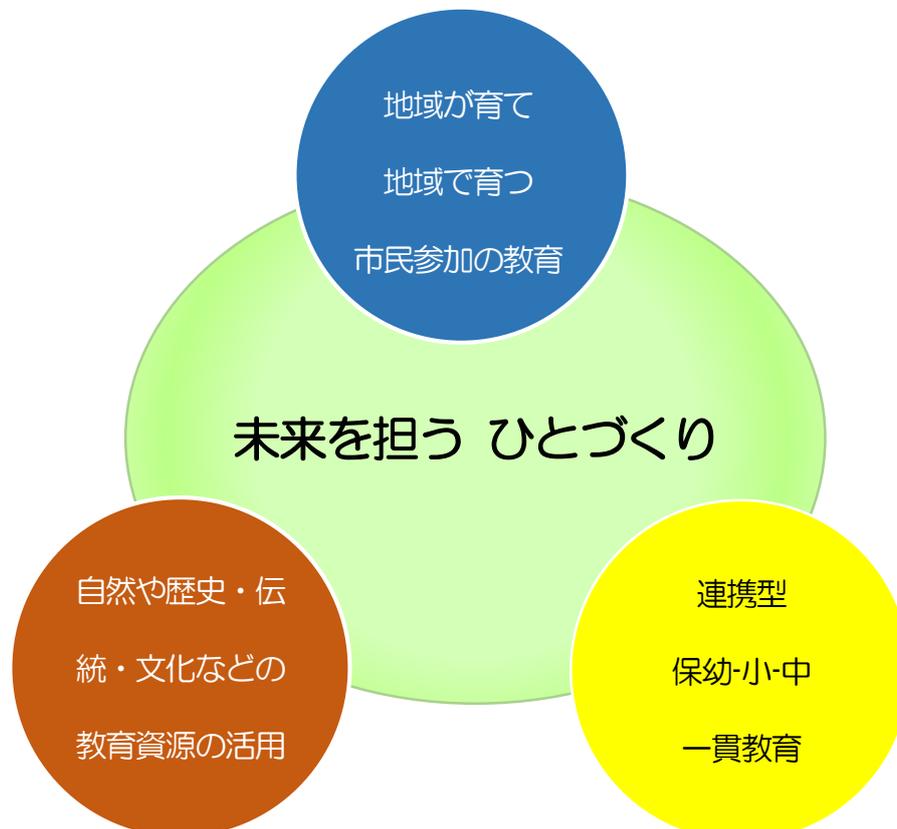
地域全体で子どもを育てることは、地域・家庭・学校が協力して健全な成長を実現できるばかりでなく、地域の将来の担い手を育てることになります。

2. 自然や歴史・伝統・文化などの教育資源の活用

田村市の自然や歴史・伝統・文化に内在している質の高い教育的価値を再発見や再認識して教育に取り組むことは、学びが充実するとともに、故郷に誇りを持つことにつながります。

3. 連携型保幼-小-中一貫教育

保育所・幼稚園、小学校、中学校が密接に連携を図り、発達段階と校種間の接続のギャップを解消することは、子どもが学びながら育つ道筋の一貫性を大切にして責任を持って教育できるので、子どもの立てた志を叶えるための進路を切り開くことに寄与することとなります。



V 基本施策

教育の基本方針「未来を担う ひとづくり」実現に向けて、次の6つの基本施策を設定します。この基本施策は、教育総務課・学校教育課・生涯学習課の担当課ごとに「教育振興推進プログラム」として具体的な事業内容を設定し、随時見直ししながら推進します。

1. 学校教育の充実

- (1) 確かな学力を育成します
- (2) 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育成します
- (3) 個に応じた教育を推進します
- (4) 地域と共にある学校教育を実現します
- (5) 教職員の資質向上を図ります

2. 生涯学習の充実

- (1) 公民館の活性化を図ります
- (2) 放課後子ども教室事業を推進します
- (3) 学校支援活動事業の推進を図ります
- (4) 図書館の機能を充実します

3. 芸術文化活動の推進

- (1) 多様な芸術文化活動を支援します

4. 文化財の保存と継承

- (1) 地域に遺された文化財の保存と継承を推進します

5. スポーツ・レクリエーション活動の推進

- (1) 幅広い年代が親しめるスポーツ・レクリエーション活動を推進します

6. 教育行政の円滑な推進と効率的運営

- (1) 教育委員会の活性化を図ります
- (2) 教育予算を効果的・効率的に執行します
- (3) 人材育成を推進します
- (4) 教育環境の整備・充実を進めます
- (5) 教育効果を高めるための学校規模の適正化を進めます

1 学校教育の充実

☆：学びきらめきプロジェクト事業

① 確かな学力を育成します

(1) 学力向上の支援

- ◇ 主体的、対話的で深い学びの実現
 - ・「授業スタンダード」の活用
 - ・「活用力育成シート」の活用
 - ・教員の授業改善促進
- ◇ 学習習慣の確立
 - ・「田村っ子」家庭学習の手引の活用
 - ・「家庭学習スタンダード」等の活用
- ◇ 連携型保幼小・中一貫教育の推進
 - ・幼小中連携ステップアップ事業
 - ・小中一貫カリキュラムの共有
 - ・はくみステップ・スタートカリキュラムの充実
- ◇ 複式学級指導の充実
 - ・複式学級指導支援員の配置

(2) 英語が使える人材育成

- ◇ 国際社会に対応した外国語教育
 - ・ALTによる外国語授業の充実
 - ・中学生夏季英語研修
 - ・中学生海外派遣研修事業
 - ・English School Bus 事業（☆）

(3) ICT教育の充実

- ◇ プログラミング教育の推進
 - ・プログラミング的思考の育成
- ◇ ICT教育環境の整備
 - ・タブレット端末の配置と活用（☆）

② 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育成します

(1) 道徳教育の充実

- ◇ 「特別の教科 道徳」授業の充実
 - ・道徳教育推進委員会の活性化
 - ・地域素材や人材の活用
- ◇ 行動や心の指針の共有
 - ・「田村っ子のルール10」の実践
 - ・「児童生徒 心の誓い」（仮称）の策定

(2) 読書活動の推進

- ◇ 読書意欲の向上
 - ・巡回学校司書の活用（☆）
 - ・校内ビブリオバトルの開催（☆）

(3) 体力・運動能力の向上

- ◇ 体力向上策の推進
 - ・「運動身体づくりプログラム」の実践
 - ・田村市小学校陸上競技大会

(4) 健康教育の推進

- ◇ 放射線・防災教育の充実
 - ・外部講師の活用
- ◇ 食育授業の充実
 - ・肥満や齲蝕（うはく）の予防
 - ・栄養教諭の授業支援
- ◇ 健康教育教室の充実
 - ・薬物乱用防止教室等の開催
 - ・歯科・思春期保健教室の開催

③ 個に応じた教育を推進します

(1) 特別支援教育の充実

- ◇ 個に応じた学習支援
 - ・特別支援教育支援員の適切な配置
 - ・特別支援教育支援員の研修
- ◇ 「サポネット田村」運営の充実
 - ・サポネットファイルの活用
 - ・ケース会議の支援
 - ・啓発セミナーの開催
- ◇ 就学前幼児への早期相談
 - ・こども未来課との連携
 - ・「すくすく教室」との連携

(2) 実効ある生徒指導の推進

- ◇ 学校生活への適応指導の充実
 - ・学級生活満足度（Q-U）調査
 - ・小・小連携・小・中連携交流事業
 - ・異校種間の引継ぎ支援
- ◇ いじめ、不登校への迅速な対応
 - ・市「いじめ防止等に関する条例」
 - ・心の教室相談員の配置
 - ・SC、SSW派遣事業の活用
 - ・生徒指導 学校訪問

④ 地域と共にある学校教育を実現します

(1) 開かれた学校づくり

- ◇ 教育活動の積極的な公開
 - ・学校便りやホームページの活用
 - ・「学校へ行こう週間」
- ◇ 学校評価による学校運営の充実
 - ・学校自己評価の公開
 - ・学校関係者評価の推進

(2) コミュニティ・スクール制度の導入

- ◇ 学校運営協議会（学園型）の設立
 - ・学校運営協議会規則の制定
 - ・CS準備委員会の研修（☆）

(3) 特色ある教育による学校の魅力向上

- ◇ 総合的な学習の時間による地域学習
 - ・地域素材による地域理解
 - ・地域人材によるキャリア教育

(4) 地域や保護者との連携や協力

- ◇ 地域ボランティアの積極的活用
 - ・学校支援活動事業との連携
 - ・学習支援ボランティアの活用
- ◇ 危機管理情報伝達体制の整備
 - ・緊急時「eメッセージ」メール配信システム
- ◇ 児童生徒のまちづくりへの参画
 - ・田村市こども議会
 - ・中学生F2サミット（☆）

⑤ 教職員の資質向上を図ります

(1) 教職員の指導力向上

- ◇ 学校訪問等による授業力向上の支援
 - ・計画訪問・要請訪問
 - ・学校支援指導主事による学校訪問
- ◇ 課題研究による指導力の向上
 - ・学力向上推進委員会の活性化
 - ・先進県研修派遣と専門研修派遣（☆）
 - ・学校教育指導委員による個人課題研究
 - ・小中連携による中学校区授業研究会
- ◇ 専門研修の充実
 - ・学びきらめき教員研修会（☆）
 - ・幼稚園教諭等研修会
 - ・プログラミング教育研修会
 - ・養護教諭研修会
 - ・英語担当者・ALT合同研修会
 - ・常勤講師研修会

(2) 教職員服務倫理の確立と働き方改革

- ◇ 不祥事根絶
 - ・校内相談体制の構築
 - ・服務倫理委員会の充実
- ◇ 勤務の適正化
 - ・勤務実態の把握
 - ・勤務適正化への支援

2 生涯学習の充実

① 公民館の活性化を図ります

(1) 学級講座の充実

- ◇ 市民のニーズを捉えた学級講座の企画
 - ・ 学級講座の評価と再検討
 - ・ 学習ニーズアンケート調査の実施と結果の共有
 - ・ 共同開催する学級講座の企画

(2) 公民館運営の活性化

- ◇ 市民に愛される公民館づくり
 - ・ 管理運営体制の検証
 - ・ 市民に愛される公民館の管理運営の検討

(3) 生涯学習等複合施設の整備

- ・ 市民の文化・学習活動や交流施設の整備

② 放課後子ども教室事業を推進します

(1) 放課後子ども教室（めだかの学校）

- ◇ 放課後子ども教室の円滑な運営
 - ・ 反省を生かした実施校の継続
- ◇ コーディネーター及び指導員の育成と確保
 - ・ コーディネーターの育成
 - ・ 指導員の育成
 - ・ 指導員の確保
- ◇ 放課後子ども教室の周知及び広報
 - ・ 「教室だより」や「めだかの学校通信」の発行

③ 学校支援活動事業の推進を図ります

(1) 学校支援活動事業の円滑な実施

- ◇ 学校支援活動事業の推進
 - ・ 学校支援地域本部会議及び地域教育協議会の開催
- ◇ 地域の人材活用体制の整備
 - ・ コーディネーターの育成
 - ・ ボランティアの有効活用
 - ・ ボランティアの確保と資質向上
- ◇ 学校支援活動事業の周知
 - ・ 学校支援地域本部だよりの発行

④ 図書館の機能を充実します

(1) 図書館の機能充実

- ◇ 利用促進に向けた図書館資料及び機能の充実
 - ・ ニーズに合わせた蔵書の確保
 - ・ 貸出予約の利便化
 - ・ 年代別図書コーナーの設置
 - ・ 自主事業の充実
 - ・ 図書ボランティアの育成
- ◇ 子どもの強く生きぬく力を育むための読書活動
 - ・ 田村市子ども読書活動推進計画の実践と第三次計画の策定
 - ・ 子どもが利用しやすい館内環境の整備
 - ・ 学習支援機能の充実
 - ・ 子どもの読書活動にかかわる関係者の資質向上
- ◇ 図書館事業の周知
 - ・ 市民等への広報

3 芸術文化活動の推進

① 多様な芸術文化活動を支援します

(1) 芸術文化活動への支援

- ◇ 芸術文化活動への支援
 - ・ 芸術文化団体への支援
 - ・ 各地区文化祭や芸能祭への支援

(2) 文化センターを活用した芸術文化の提供

- ◇ 質の高い自主文化事業等の実施
 - ・ 文化センター運営委員会の開催
 - ・ 小中学校芸術鑑賞教室の開催
- ・ 市民による身近な芸術文化の提供
- ・ 市民等への広報

4 文化財の保存と継承

① 地域に遺された文化財の保存と継承を推進します

(1) 文化財の保存と継承

- ◇ 文化財の保存と継承
 - ・ 文化財保護審議会の開催と県文化財保護指導者研修会への参加
 - ・ 指定文化財の防災訓練と防火査察の実施
 - ・ 指定文化財の周知
 - ・ 田村市史シリーズの継続発行
 - ・ 民俗文化の保存と伝統芸能の継承

(2) 地域の歴史を学び親しめる施設の整備

- ◇ 歴史民俗資料館の活用と文化財保存施設の整備
 - ・ 歴史民俗資料館の活用促進
 - ・ 文化財保存施設の整備

5 スポーツ・レクリエーション活動の推進

① 幅広い年代が親しめるスポーツ・レクリエーション活動を推進します

(1) スポーツ・レクリエーション大会の推進

- ◇ 運動公園内施設によるスポーツ交流人口の拡大
 - ・ 国内外からの高校、大学の合宿誘致
 - ・ 県レベル各種大会の誘致
 - ・ 施設のPR
 - ・ クロスカントリーコースの利活用
- ◇ 田村富士ロードレース大会の推進と参加者拡大
 - ・ 学校やスポーツ団体との連携による参加者の拡大
- ◇ ふくしま駅伝への参加と記録への挑戦
 - ・ 質の高い練習とスタッフの確保

(2) スポーツ・レクリエーションを通じた交流の推進

- ◇ 小中学生対象のスポーツ大会や講習会等の開催
 - ・ ソフトボール大会や駅伝大会等の開催
 - ・ スポーツ教室の開催

(3) 活動を支える充実した指導体制の確立

- ◇ 指導者対象の研修会や講習会の開催
 - ・ スポーツ推進委員研修会
 - ・ 講習会
 - ・ スポーツ講演会の開催

(4) ネパールとの交流事業の推進

- ◇ ネパールとの交流事業の実施
 - ・ 事前合宿の実施
 - ・ スポーツ交流や文化交流の開催

6 教育行政の円滑な推進と効率的運営

① 教育委員会の活性化を図ります

(1) 開かれた教育委員会

- ◇ 教育委員会の透明性を高める取組
 - ・ 所管事務の調査や施設等の視察
 - ・ 会議運営の工夫と公表

(2) 教育委員会施策の評価と公表

- ◇ 教育振興推進プログラムの自己評価
 - ・ 教育振興推進プログラムの自己評価
 - ・ 外部評価委員会の定期開催
 - ・ 議会報告と市民への公表

② 教育予算を効果的・効率的に執行します

(1) 教育予算の効果的運用

- ◇ 市財政計画をふまえた効率的な予算執行
 - ・ 教育大綱に基づく重点事業の設定
 - ・ 予算編成ヒアリングの実施

④ 教育環境の整備・充実を進めます

(1) 田村市総合計画に基づく快適で安全な教育環境の整備

- ◇ 教育活動の場にふさわしい環境の整備
 - ・ 各学校の経年劣化の状況をふまえた計画的な修繕

(2) 学校の安全管理と事故防止

- ◇ 児童生徒の安全な学校生活のための環境整備
 - ・ 安全点検後の迅速な修繕
 - ・ 防火管理体制の充実
 - ・ 通学路の点検と危険箇所の解消

(3) 児童生徒の通学支援

- ◇ 児童生徒への費用的支援
 - ・ 遠距離通学児童生徒への通学支援
 - ・ 自転車通学への通学支援

③ 人材育成を推進します

(1) 高校生・大学生の就学支援

- ◇ 奨学金制度の効果的な運営
 - ・ 奨学金制度の周知

(2) 高校生の海外留学支援

- ◇ 海外留学支援制度の推進
 - ・ 海外留学支援制度の周知

⑤ 教育効果を高めるための学校規模の適正化を進めます

(1) 複式学級解消に向けた学校規模の適正化推進

- ◇ 学校規模の適正化推進
 - ・ 各地域の現状把握と説明機会の確保

教育振興推進プログラム

1 学校教育の充実

田村市教育の基本方針「未来を担うひとづくり」実現に向けて、田村市教育委員会が目指す教育を推進するには、学校教育の総合的計画である各学校の教育課程を地域社会に開き、地域社会と共有し、共に手を携えて、子どもたちを育てていくことが重要となります。社会に開かれた教育課程は、市民参加の教育を実現する必要条件とも言えます。

一方、学校教育で「進路を切り開き、社会の頼もしい担い手として、たくましく生き抜く子ども」を育むには、生き抜くための力となるような確かな学力を身につけ、規範意識を高めるとともに豊かな心と健やかな体を育成しながら、児童生徒一人一人に応じた教育を進めることが重要です。そのためには、「15歳の学力に責任を持つ」という意識で校種間の接続を円滑にして順調に指導効果を上げる「連携型保幼・小・中一貫教育」を一層推進しなければなりません。

また、田村市の自然や歴史・伝統・文化に内在している質の高い教育的価値を再発見や再認識をした地域人材を含む教育資源を活用した教育活動を教育課程に位置付けるとともに、生涯学習に係る事業との連携を密にすることも重要です。

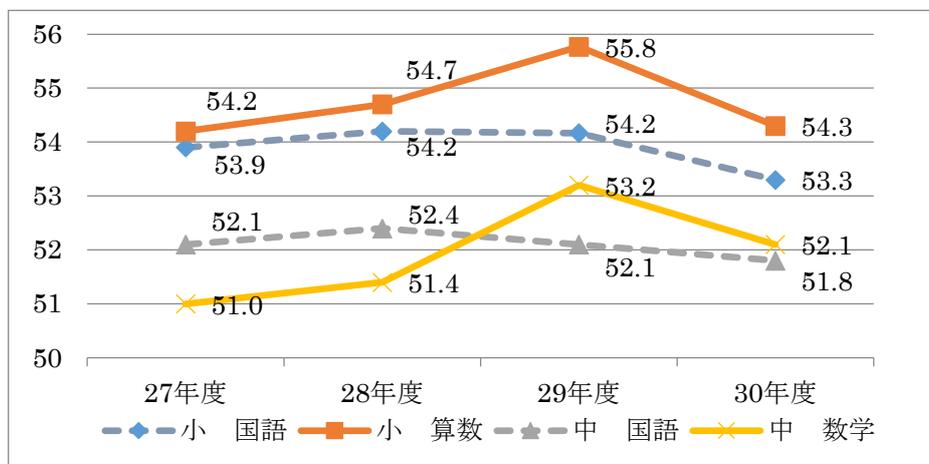
基本施策「1 学校教育の充実」を進めるうえで以下の5つの基本目標を設定し、目指す教育「ふるさとに誇りを持ち、進路を切り開き、社会の頼もしい担い手として、たくましく生き抜く子どもの育成」を達成するべく学校教育を推進します。

基本目標

- ① 確かな学力を育成します
- ② 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育成します
- ③ 個に応じた教育を推進します
- ④ 地域と共にある学校教育を実現します
- ⑤ 教職員の資質向上を図ります

① 確かな学力を育成します

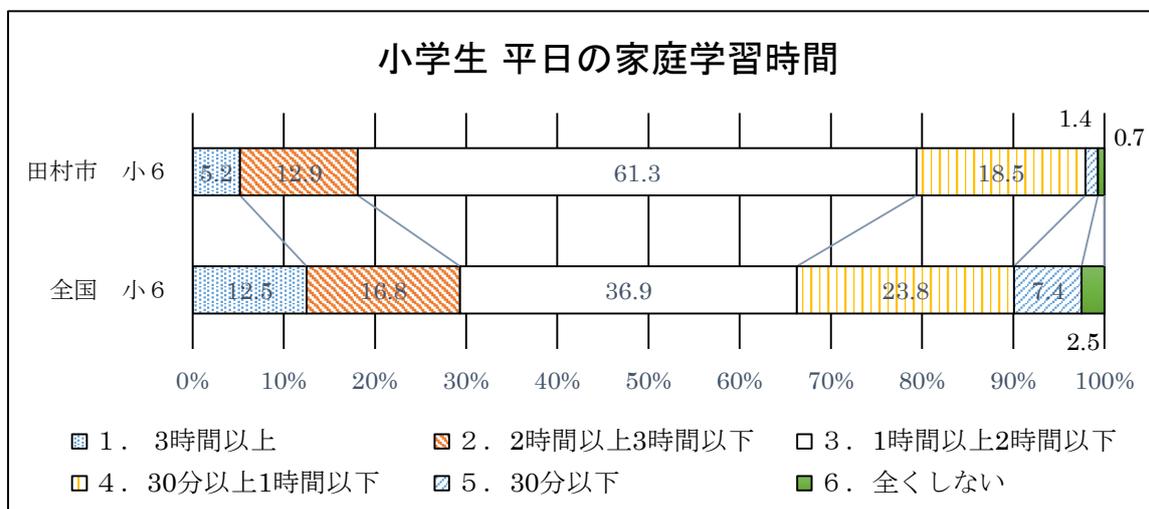
現 状

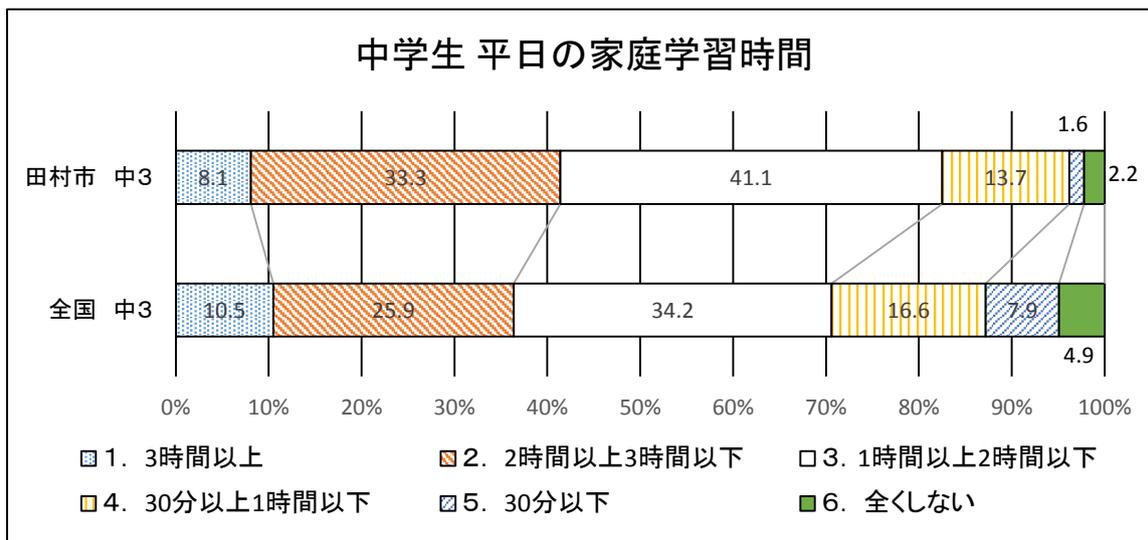


【田村市学力実態調査(NRT)偏差値の推移】

確かな学力と豊かな心、健やかな体など、いわゆる「生きる力」を育むため、自ら学び、考え、的確に問題を解決する資質や能力を身につける教育が求められています。それには、学校施設の充実や学校の主体性と創意工夫を活かした教育の質の向上、国際理解・情報・環境教育など様々な体験・交流活動などを推進し、豊かな人間性と個性を育む必要があります。学力向上と豊かな心の育成を推進するためには、幼稚園、小学校、中学校が連携した教育活動を進めることが望まれます。

これまでの実践によって、学力の伸び悩みや低下などの問題点が明らかになりました。今まで以上に授業改善を進めながら、子どもたちの学力向上に取り組み、進路実現を図る必要があります。





家庭学習の習慣化は、学力向上だけでなく、生涯学び続ける「ひとづくり」にも重要です。全国学力学習状況調査（H30）において、設問「学校の授業時間以外にふだん（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、学習をしていますか。」については、小学生の2時間以上、中学生の3時間以上の長時間学習している児童生徒が少ないという状況にあります。この時間には、学習塾等で学習している時間を含んでいます。

国際化する社会で活躍できる人材を育成することに本市は長く取り組んできました。合併以来、姉妹都市マンスフィールド市（米国オハイオ州）への中学生海外派遣事業をはじめ、行政、教育、文化などの交流を行っています。平成17年の合併以後の海外派遣は平成30年までで累計312名を数えました。

交通・通信手段が飛躍的に発展し、様々な国や地域との人、物、情報などの日常的な交流が可能になっている今日、国内外での積極的な交流を進めることにより、国際化社会で活躍し、幅広い視点に立ったまちづくりのできる人材育成がさらに必要になります。英語が使える人材育成事業の推進や、海外留学生支援制度を利用した英語を実生活に役立てることのできる人材の育成が今まで以上に求められています。

具 体 目 標

- (1) 学力向上の支援
- (2) 英語が使える人材育成
- (3) ICT教育の充実

施策と内容

(1) 学力向上の支援

施策1：主体的、対話的で深い学びの実現		
ア	「授業スタンダード」の活用	県教委による「授業スタンダード」を日常の授業改善に役立てるためのツールとして活用を進めます。
イ	「活用力育成シート」の活用	これまでの県教委発行の「定着確認シート」とともに、「活用力育成シート」による学習内容の確実な定着に努めます。
ウ	教員の授業改善促進	新学習指導要領改訂の趣旨を生かした授業づくりに向けた研修の充実や学校訪問を通して、確かな学力の定着を図ります。

施策2：学習習慣の確立		
ア	『「田村っ子」家庭学習の手引』の活用	「田村っ子」家庭学習の手引や各校における家庭学習の手引を活用して、学習相談等を行い、学習習慣の定着を図ります。
イ	「家庭学習スタンダード」等の活用	県教委による「家庭学習スタンダード」を活用して、学習や生活の習慣をマネジメントする力を身に付けます。

施策3：連携型保幼-小-中一貫教育の推進		
ア	幼小中連携推進ステップアップ事業	各中学校区の保幼-小-中連携推進事業を支援し、幼児や園児、児童生徒の交流や教職員間の協力体制づくりを促進します。
イ	小中一貫カリキュラムの共有	学力向上推進会議によって小中一貫カリキュラムを作成し、小中学校9年間を見通した学習指導を行います。

ウ	「たむらっ子 はぐくみステップ」と「スタートカリキュラム」の充実	<p>基本的な生活習慣の定着状況を家庭と保、幼、小が共有することで、効果的な学習の基盤づくりを支援します。</p> <p>小学校入門期の指導を充実し、意欲的に学習に取り組む児童を育成します。</p>
---	----------------------------------	---

施策4：複式学級指導の充実

ア	複式学級指導支援員の配置	複式学級での指導を受ける児童の適切な学習環境を整えるために支援員を配置し学習指導を行います。
---	--------------	--

(2) 英語が使える人材育成

施策1：国際社会に対応した外国語教育

☆：学びきらめきプロジェクト事業

ア	ALTによる外国語授業の充実	ネイティブスピーカーの話す英語での質問を聞き取り、英語で答えることを目指した英会話力を身につけさせるためALT（外国語指導助手）を全校に配置します。
イ	中学生夏季英語研修（サマー・イングリッシュキャンプ）	田村市内の宿泊施設において、ALT等を指導者として英語でのコミュニケーションを中心とした活動を行い、英会話力を身に付けます。
ウ	中学生海外派遣研修事業（2・3年生希望者対象 アメリカ合衆国オハイオ州マンスフィールド市）	英会話力を高めるとともに外国文化を直接体験するため、姉妹都市マンスフィールド市でホームステイをしながら実践研修を実施します。
エ ☆	イングリッシュ・スクール・バス（English School Bus）事業	登下校中のスクールバスの中や始業前の校内放送で英語の基礎講座や歌、物語などの音声を流して英語に耳慣れすることでヒアリング能力の素地を築きます。

(3) ICT教育の充実

施策1：プログラミング教育の推進		
ア	プログラミング的思考の育成	小学校のプログラミング教育を実施する単元等を適切な学年・教科等に位置付け、外部の支援を受けながら実施します。

施策2：ICT教育環境の整備		☆：学びきらめきプロジェクト事業
ア	タブレット端末の配置と活用	小中学校にタブレット端末を配備して、児童生徒が一人端末1台を使用しての授業にも対応できるようにします。
☆		

② 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育成します

現 状

平成28年12月に「田村市いじめ防止等に関する条例」が制定され、いじめに対応する体制は整備されました。しかし、道徳教育を中心として子どもたちの心の教育を充実させて、学校が安心して過ごすことのできる、規律と秩序があると共に互いを思いやりながらも高めあう学び合いの場所にすることが重要です。

また、肥満や齲蝕(うしょく)など生活習慣に起因する健康課題に向けた対策も必要です。平成30年度には、肥満傾向にある児童生徒の割合が小6で12.7% (H30全国平均9.4%)、中3で13.0% (H30全国平均7.8%) となっており、むし歯有病率は小学生で72.6% (H30全国平均45.3%)、中学生で54.5% (H30全国平均35.4%) となっています。

このような現状から、心と身体を一体のものと捉え、園児や児童生徒の健全なる精神と健全なる身体を合わせて育成することが急務であると考えます。

具 体 目 標

- (1) 道徳教育の充実
- (2) 読書活動の推進
- (3) 体力・運動能力向上の支援
- (4) 健康教育の推進

施 策 と 内 容

(1) 道徳教育の充実

施策1：「特別の教科 道徳」授業の充実		
ア	道徳教育推進委員会の活性化	よりよい道徳の授業の在り方について研究を深め、研究結果を田村市内の小中学校に広げることにより、各校の道徳授業の充実を図ります。
イ	地域素材や人材の活用	地域を深く理解し、愛する心を育むために、地域素材や人材の積極的な活用を図ります。

施策2：行動や心の指針の共有		
ア	「田村っ子のルール10」の実践	学校ごとに実践方法を工夫し、規範意識の育成と定着に努めます。
イ	「児童生徒 心の誓い」(仮称)の策定	児童生徒の「なりたい自分」、保護者や教職員の「育ってほしい心」から心の指針を策定し、望ましい「心」の教育に努めます。

(2) 読書活動の推進

施策 1：読書意欲の向上		☆：学びきらめきプロジェクト事業
ア ☆	巡回学校司書の活用	児童生徒の読書意欲を喚起するような環境整備をすると共に「読み聞かせ」や「ブックトーク」、新刊書の紹介などを通して本を読む児童生徒を増やします。
イ ☆	ビブリオバトルの開催	校内ビブリオバトル(知的書評合戦)を開催し、楽しみながら読書の魅力の再発見を促し、読書意欲の向上を図ります。同時に、参加者の伝え合う力の向上も図ります。

(3) 体力・運動能力の向上

施策 1：体力・運動能力向上策の支援		
ア	「運動身体づくりプログラム」の実践	「動きたい体」「動ける体」の育成を目指し、《改訂》「運動身体づくりプログラム」の自校化を図ることができるよう支援します。
イ	田村市小学校陸上競技大会 (6年生対象 9月実施)	陸上競技に親しませると共に、体力や運動能力の向上を図るため、練習の成果を競い合う大会を開催します。

(4) 健康教育の推進

施策 1：放射線・防災教育の充実		
ア	外部講師の活用	福島環境プラザとの連携により、大学教授等の専門家派遣を推進したり、環境創造センターを活用したりして、放射線教育の充実に努めます。

施策2：食育授業の充実		
ア	肥満や齲蝕(うしょく)の予防	<p>養護教諭研修会で、肥満につながらない食に関する研修をすることで肥満を予防するよう努めます。</p> <p>フッ素洗口を適切に進めて、齲(う)歯の予防に努めます。</p>
イ	栄養職員等による授業支援	<p>栄養職員等を学校に派遣し、専門的な立場から食に関する指導を行う機会を設けます。</p>

施策3：健康教育教室の充実		
ア	薬物乱用防止教室等の開催	<p>薬物乱用の危険性や喫煙・飲酒にかかる正しい知識と健康な生活への実践的態度を育むため、学校薬剤師等講師招聘にかかる支援をします。</p>
イ	歯科・思春期保健教室の開催	<p>歯の健康に関心を持ち、生涯にわたって歯を大切にする児童生徒を育成するため、歯科衛生士等講師招聘にかかる支援をします。</p> <p>性にかかわる正しい知識を身に付け、自他の生命を尊重する児童生徒を育成するため、地域の助産師や保健師の講師招聘にかかる支援をします。</p>

③ 個に応じた教育を推進します

現 状

注意欠陥多動性障がい（ADHD）や学習障がい（LD）など発達障がいのある児童生徒への支援のほか、学校生活になじめない子どもの居場所づくりを進め、すべての子どもに生きがいとともに、将来に向けての希望を持たせられるような環境づくりが望まれています。多様化している個別のニーズに応えるためや障がいの有無にかかわらず「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現を目指していくため、ユニバーサルデザインの視点による教育活動の改善が求められています。

また、全ての児童生徒を対象とする生徒指導も全体への画一的な指導ではなく、一人一人の個性を的確に把握し、適切で効果的な実効ある指導が必要となっています。

具 体 目 標

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 実効ある生徒指導の推進

施 策 と 内 容

(1) 特別支援教育の充実

施策 1：個に応じた学習支援		
ア	特別支援教育支援員の適切な配置	個別の支援を必要とする幼児や園児、児童生徒への適切な学習環境を整えるために支援員を配置します。
イ	特別支援教育支援員の研修	適切な支援に関する研修を行い、学習支援の効果を高めます。

施策2：「サポネット田村」運営の充実		
ア	サポネットファイルの活用	支援を必要とする幼児や園児、児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、長期的に関係機関が連携して支援するためのツールとして、ファイルの作成や活用を図ります。
イ	ケース会議の支援	組織的な支援の充実を図るため、ケース会議に指導主事やスクールソーシャルワーカーが出席して助言をします。
ウ	啓発セミナーの実施	特別支援教育に関するセミナーを隔年開催し、障がいの正しい理解や適切な支援の在り方について、広く教職員や市民への啓発を図ります。

施策3：就学前幼児への早期相談		
ア	こども未来課との連携	子育て支援に関する情報を共有・連携しながら、幼少期から義務教育までの一貫した教育の充実に努めます。
イ	「すくすく教室」との連携	適切な就学について、保護者への情報提供や相談を実施し、就学先を選択するための支援を充実します。

(2) 実効ある生徒指導の推進

施策1：学校生活への適応指導の充実		
ア	学級生活満足度（Q-U）調査	学校生活への意欲や学級への所属感についての調査を小3～中3で年2回実施し、いじめ防止や望ましい学級集団の形成を図ります。

イ	小-小連携・小-中連携交流事業	児童生徒の交流体験やボランティア活動、入学体験活動、地域行事等への参加を通して望ましい人間関係を構築するとともに、進学先の学校生活への円滑な適応を図ります。
ウ	異校種間の引継ぎ支援	異校種間の連携を密にして、小学校入門期や中学校入学時の効果的な適応指導に努めます。

施策2：いじめ、不登校への迅速な対応		
ア	市「いじめ防止等に関する条例」	いじめ等悩みを抱える児童生徒への支援を組織的に行うことができるように支援します。また、関係機関との連携により教育相談体制の整備・充実を図ります。
イ	心の教室相談員の配置	児童生徒の悩み、不安、ストレス等を緩和し、充実した学校生活を送れるよう、心の教室相談員を中学校に配置し、小学校へも適宜派遣します。
ウ	スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）派遣事業の活用	不登校、いじめ等悩みを抱える児童生徒、保護者等の相談に応じ、学校や関係機関との連携を円滑にするため SC・SSW を派遣します。
エ	生徒指導 学校訪問	生徒指導にかかわる問題を解決できるよう指導主事が訪問して課題を分析し、解決に向けた取組を助言します。

④ 地域と共にある学校教育を実現します

現 状

地域・家庭・学校が協力して、子どもたちの健全な成長を図り、地域の将来の担い手を育てるには、「地域が育て、地域で育つ、市民参加の教育」の実現が必要です。今まで、保護者や地域に開かれた学校教育を実現するために、各学校や幼稚園は様々な情報媒体を使って学校教育について広報に努めてきました。他方、地域の願いや意見は各学校や幼稚園に十分に届けられているとは言えない現状にあります。

地域・家庭・学校が双方向にコミュニケーションを取りながら、三者が一体となって子どもたちの健全な成長を図るために「開かれた学校教育」をさらに進めた「地域と共にある学校教育」を目指して施策を推進します。

具 体 目 標

- (1) 開かれた学校づくり
- (2) コミュニティ・スクール制度の導入
- (3) 特色ある教育による学校の魅力向上
- (4) 地域や保護者との連携や協力

施 策 と 内 容

(1) 開かれた学校づくり

施策 1：教育活動の積極的な公開		
ア	学校便りやホームページの活用	各学校の教育活動の様子を保護者や地域住民に広報し、学校教育の理解を深めることで、教育活動充実に向けての協力を得られるよう努力します。
イ	「学校へ行こう週間」	保護者や地域住民の学校訪問や授業参観等の機会を定期的に設け、開かれた学校づくりを目指します。

施策2：学校評価による学校運営の充実		
ア	学校自己評価の公開	教育活動の成果や効果等についての自己評価を公表し、地域・家庭・学校が一体となって教育に取り組む環境づくりに努めます。
イ	学校関係者評価の推進	各学校で学校関係者評価委員会を組織し、学校自己評価が適正であるかを評価することで、学校運営の充実を図ります。

(2) コミュニティ・スクール制度の導入

施策1：学校運営協議会（学園型）の設立		☆：学びきらめきプロジェクト事業
ア	学校運営協議会規則の制定	学校運営協議会設立と運営のために教育委員会規則として協議会規則を制定し、設立の制度整備をします。
イ ☆	学校運営協議会準備委員会の研修	学校運営協議会準備委員会を組織し、先進地視察やコミュニティ・スクールに関する研修会を実施し、円滑な制度導入に備えます。

(3) 特色ある教育による学校の魅力向上

施策1：総合的な学習の時間による地域学習		
ア	地域素材による地域理解	地域の自然や歴史・伝統・文化を素材にした学習に取り組むことで地域理解を深め、ふるさとの良さの再発見を図ります。
イ	地域人材によるキャリア教育	地域の産業にかかわる方を講師とすることで地域理解と児童生徒の職業観の醸成に努めます。

(4) 地域や保護者との連携や協力

施策1：地域ボランティアの積極的活用		
ア	学校支援活動事業との連携	地域の教育資源を再発見することで地域理解を深め、「地域が育て、地域で育つ」教育を推進し、ふるさとの誇りと愛郷心等を醸成します。
イ	学習支援ボランティアの活用	園外や校外の方を講師として迎えることで、効果的な体験学習や心の学習を進めると共に地域の教育力の発掘に努めます。

施策2：危機管理情報伝達体制の整備		
ア	緊急時「eメッセージ」メール配信システム	非常災害等における学校・保護者間の電子メールによる連絡システムを構築し、緊急時に機能する連絡体制を整備します。

施策3：児童生徒のまちづくりへの参画		
☆：学びきらめきプロジェクト事業		
ア	田村市こども議会	主権者教育の充実と郷土を大切にしている心情を育み、将来の田村市を担う人材育成に向けて、市議会事務局と連携した取組を推進します。
イ ☆	中学生F2（Fukushima Future）サミット	避難12市町村の中学生が集い、福島の実未来についての熟議等を行い、未来に向けての提言として意見をまとめます。

⑤ 教職員の資質向上を図ります

現 状

次期学習指導要領の完全実施とともに、教職員の働き方改革も避けては通れない状況となっています。まさに教育界の大きな変革の時期にあり、教職員に求められる資質や能力は、ますます高いものになってきています。

児童・生徒の確かな学力の育成、豊かな心と健やかな体の育成や個に応じたきめ細かな指導をするためには、日々の研究と修養による、教職員の資質向上が必要です。教職員研修の充実と服務倫理の確立を図りながら、喫緊の課題である働き方改革に取り組みます。

教職員数	校長・園長・教頭・教諭・事務・栄養	常勤講師	時間講師	特支支援員	複式支援員	用員・権員	計
市立幼稚園	19名	1名	0名	3名	—	0名	23名
市立小学校	142名	19名	1名	16名	3名	13名	192名
市立中学校	90名	13名	7名	2名	—	14名	114名

※ 再任用短時間教諭を含む。兼務職を除く。（H31.4）

具 体 目 標

- (1) 教職員の指導力向上
- (2) 教職員服務倫理の確立と働き方改革

施 策 と 内 容

(1) 教職員の指導力向上

施策 1：学校訪問等による授業力向上の支援		
ア	計画訪問・要請訪問	教育委員会の計画や各学校の要請に基づいて、教育庁の協力で教育活動全般にわたる改善等についての協議や助言を行い、学校の教育力、特に教員の授業力向上を図ります。
イ	学校支援指導主事による学校訪問	校内授業研究会や日常の授業を参観しての助言のために指導主事を派遣し、授業の改善と充実に向けた支援を行います。

施策2：課題研究による指導力の向上		☆：学びきらめきプロジェクト事業
ア	学力向上推進委員会の活性化	各学校の学力向上推進リーダーである学力向上推進委員が田村市小中一貫教育カリキュラムづくりをすることで、次期学習指導要領に対応すると共に小中一貫教育の理解を深めます。
イ ☆	先進県研修派遣と専門研修派遣	学力先進県に教諭を短期派遣し、実効ある学力向上策について研修します。教員研修会によって市全体で向上策を共有します。 また、広域連携する郡山市の専門研修に教員を派遣して教育の専門性を向上させます。
ウ	学校教育指導委員による個人課題研究	教科指導についての個人課題研究に取り組み、その成果を市全体で共有し、教員全体の指導力の向上に寄与します。
エ	小中連携による中学校区単位の授業研究会	教科の系統性を踏まえた授業のあり方や児童生徒の学びの様子について校種を越えて協議することで授業改善に努めます。

施策3：専門研修の充実		☆：学びきらめきプロジェクト事業
ア ☆	学びきらめき教員研修会	市内の教員が一堂に会し、教育の今日的課題について研修すると共に、先進県研修派遣の成果を共有します。
イ	幼稚園教諭等研修会	幼稚園と小学校低学年担当教諭等が、幼・小の円滑な接続を図るための教育実践について研修を行い、指導力の向上を図ります。
ウ	プログラミング教育研修会	小学校教育でプログラミング的思考を高める授業や教育活動のあり方を研修し、プログラミング教育の充実を図ります。

工	養護教諭研修会	児童生徒の健康課題解決のため、各学校でのよりよい実践や保健課との連携等について研修し指導力向上を図ります。
才	英語担当者・ALT合同研修会	外国語活動及び外国語科に対する指導力向上のため、ALTの有効な活用を含めた授業研修を行います。
力	常勤講師研修会	経験の少ない常勤講師対象に、教員としての基本的な心構えや教科指導・生徒指導についての研修を行い、指導力の向上を図ります。

(2) 教職員サービス倫理の確立と働き方改革

施策1：不祥事根絶		
ア	校内相談体制の構築	校内で不祥事等に係る相談窓口を複数設けるなどして風通しの良い職場づくりを支援して不祥事の未然防止に努めます。
イ	サービス倫理委員会の充実	教育委員会サービス倫理対策委員会を実施して効果的な校内サービス倫理委員会へ向けての改善を支援します。

施策2：勤務の適正化		
ア	勤務実態の把握	タイムカード等によって教職員の勤務実態を把握し、長時間労働の解消に向けた対応策を策定します。
イ	勤務適正化への支援	教育活動や学校行事等の不断の見直しを行うことを支援し、教職員の超過勤務時間を削減します。

2 生涯学習の充実

教育基本法では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされています。

国が目指す生涯学習においては、自己の自由な学習のほかに、少子化や核家族化の進行、子どもを取り巻く社会環境の変化などに対応するため、学校・家庭・地域住民が一体となった教育や活動を重要な取組に位置づけています。

少子化が急速に進んでいる本市においても、家庭と地域の教育力向上を市全体で進めることがますます重要となっています。そのため、青少年健全育成市民会議、関係団体やボランティアなど地域の協力体制の一層の強化や、学校支援活動事業の全市的な展開とその活性化を進める必要があります。

基本目標

- ① 公民館の活性化を図ります
- ② 放課後子供教室事業を推進します
- ③ 学校支援活動事業の推進を図ります
- ④ 図書館の機能を充実します

① 公民館の活性化を図ります

現 状

公民館で開催している学級講座への参加者が減少傾向にある中で、市民の多様な学習ニーズに応えるため、これまでの学級講座内容の見直しを行うとともに、多様な講師の育成や人材の発掘を行い、活用する仕組みの構築が求められています。

また、市民が自発的に、活発に学習活動や交流活動に取り組めるよう、生涯学習の拠点となる総合的な施設が求められています。

具体目標

- (1) 学級講座の充実
- (2) 公民館運営の活性化
- (3) 生涯学習等複合施設の整備

施策と内容

(1) 学級講座の充実

施策1：市民のニーズを捉えた学級講座の企画		
ア	学級講座の評価	公民館長会議等で評価を行い、学級講座の充実を図ります。
イ	学習ニーズアンケート調査の実施と結果の分析	統一した内容のアンケート調査の実施、分析により、市民の学習ニーズを把握します。
ウ	学級講座の合同開催の企画	各公民館の合同開催を推進します。

(2) 公民館運営の活性化

施策1：市民に愛される公民館づくり		
ア	管理運営体制の検証	公民館長等会議での管理運営体制の課題と活性化への具体策を検証・共有化します。
イ	市民に愛される公民館の管理運営方法の検討	市民の声を生かした公民館運営支援組織の立上げを検討します。

(3) 生涯学習等複合施設の整備

施策1：市民の文化・学習活動や交流施設の整備		
ア	ワークショップ等の開催	ワーキンググループによる施設規模や機能の意見集約をします。

② 放課後子ども教室事業を推進します

現 状

市内小学校で、放課後の余裕教室等において地域のボランティアの方々の協力により、子どもたちの安全・安心な居場所を設ける活動が進められています。また、大越・都路地区においては、福祉担当部署と連携し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努めています。

具 体 目 標

(1) 放課後子ども教室の推進

施 策 と 内 容

(1) 放課後子ども教室の推進

施策1：放課後子ども教室の円滑な運営

ア	実施校の継続	滝根、常葉、芦沢、船引南、美山、緑、瀬川、要田の各めだかの学校の円滑な実施と内容の充実を図ります。
---	--------	---

施策2：コーディネーター及び指導員の育成と確保

ア	コーディネーターの育成	県が主催する研修会への積極的な参加を推進し情報交換会等による育成を図ります。
イ	指導員等の育成	研修会、講習会、情報交換会を開催し、運営上の課題、解決策の協議を行います。
ウ	指導員等の確保	放課後子ども教室だより、市政だより、ホームページなどで指導員を募集します。

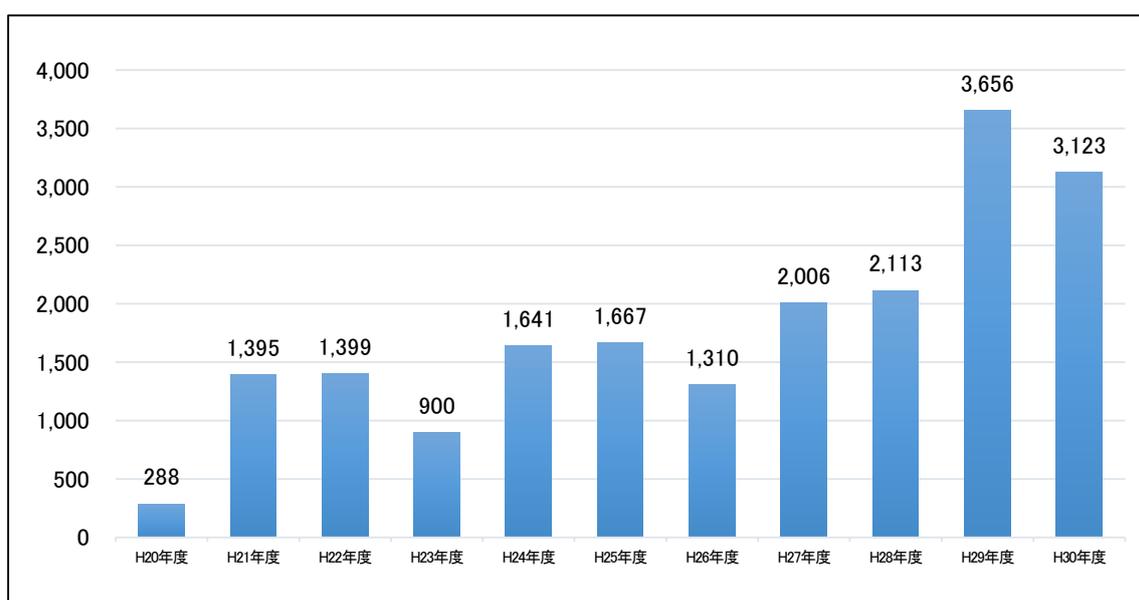
施策3：放課後子ども教室の周知及び広報

ア	「教室だより」や「めだかの学校通信」の発行	地域、学校関係者などへの広報により理解を深めます。
---	-----------------------	---------------------------

③ 学校支援活動事業の推進を図ります

現 状

幼稚園や小中学校の教育を支援するボランティア活動をさらに発展させた組織づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、地域住民の学習成果の活用機会の拡充及び地域全体の教育力の向上を図るために、市内全地域で学校支援活動に取り組んでいます。



【 学校支援ボランティア活動者数（延べ人数） 】

具 体 目 標

- (1) 学校支援活動事業の円滑な実施

施 策 と 内 容

(1) 学校支援活動事業の円滑な実施

施策 1：学校支援活動事業の推進

ア 学校支援地域本部会議及び地域教育協議会の開催

市内各学校支援地域本部の運営の課題を共有し、具体的な改善策を協議し、よりよい事業推進への支援をします。

施策2：地域の人材活用体制の整備		
ア	コーディネーターの育成	<p>県が主催する研修会への参加を推進し、資質、調整能力の向上を図ります。</p> <p>情報交換会を開催し、課題の共有と対応策の協議を行います。</p>
イ	ボランティアの有効活用	<p>各地域の枠を越えて活動できる登録者情報の共有化を推進します。</p>
ウ	ボランティアの確保と資質向上	<p>各学校支援地域本部だより、市政だより、ホームページなどによる募集します。</p> <p>研修会を開催し、資質の向上を図ります。</p>

施策3：学校支援活動事業の周知及び広報		
ア	学校支援地域本部だよりの発行	<p>地域、学校関係者等への広報により、広く市民へ事業の理解と協力を推進します。</p>

④ 図書館の機能を充実します

現 状

近年の読書離れや趣味の多様化により、図書館の利用者が減少しています。そのため、市民のニーズに合わせた蔵書の充実や図書館ボランティアの育成、読書活動推進のための自主事業の充実など読書環境を整備する取組が必要です。

具 体 目 標

(1) 図書館の機能充実

施 策 と 内 容

(1) 図書館の機能充実

施策1：利用促進に向けた図書館の資料及び機能の充実		
ア	ニーズに合わせた蔵書の確保	利用状況や市民の要望に合った蔵書の整備を計画的に進めます。
イ	蔵書検索や貸出予約の利便化	分館における検索システムの導入、ホームページからの貸出予約システムを検討します。
ウ	テーマ別図書コーナーの設置	利用者のニーズをふまえ、書架配置の工夫を進めます。
エ	自主事業の充実	子ども司書事業など市民が図書館に親しむとともに読書活動を推進するための事業を企画し、実施します。
オ	図書館ボランティアの育成	図書館利用促進のためのボランティアを計画的に育成します。 ・読み聞かせ等のボランティア育成や支援 ・スキルアップのための講座、研修会の開催

施策2：子どもの強く生きぬく力をはぐくむための読書活動の推進

ア	田村市子ども読書活動推進計画の実践と第三次計画の策定	計画に基づき着実に実践し、読書活動の充実を図るとともに第三次計画を策定します。
イ	子どもが利用しやすい館内環境の整備	<p>子どもの読書活動推進のために館内環境を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブック リストの作成・提供 ・書架の配置、高さや動線の工夫 ・興味や探究心に対応した多種多様な資料の確保
ウ	学習支援機能の充実	<p>学校の調べ学習を支援するための図書館機能を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援セットの整備拡充 ・調べ学習への蔵書拡充 ・保育所・幼稚園や学校の読書活動の支援 ・資料検索等の相談体制の構築 ・職業体験や見学学習の受け入れ
エ	家庭における子どもの読書活動推進のための支援	<p>保護者の読書活動への関心を高め、家庭内での取組を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ブック スタート」や「家読」を推進するための情報提供 ・ブック スタート サポーターの育成・支援

施策3：図書館事業の周知

ア	市民等への広報	メディア等を利用した事業の広報を推進します。また、ホームページの充実、SNS や市政だよりによる情報発信をします。
---	---------	---

3 芸術文化活動の推進

ライフスタイルの変化にあわせ、すべての世代が多種多様な芸術文化に接することができる機会を提供していくことが求められています。そのため、市民や団体の自主的な芸術文化活動を支援し、自らが芸術文化活動の主体となることのできる環境づくりが、今後ますます重要になります。

基本目標

- ① 多様な芸術文化活動を支援します

① 多様な芸術文化活動を支援します

現状

芸術文化活動の拠点となる文化センターは、多くの市民や団体に利用されていますが、利用者数が減少傾向にあります。そのため、自主文化事業は、市民のニーズの変化に合わせて魅力ある内容のイベントを行うなど、入場者の増加策を検討する必要があります。

市民自身の生きがいづくりや芸術文化活動を通じた地域活性化の拠点機能をさらに高めるため、文化センターの管理運営に指定管理者制度導入を検討する必要があります。

具体目標

- (1) 芸術文化活動への支援
- (2) 文化センターを活用した芸術文化の提供

施策と内容

(1) 芸術文化活動への支援

施策 1：芸術文化活動への支援		
ア	芸術文化団体への支援	市文化協会へ運営補助金の交付や作品展示会及び芸能発表会の開催により活動を支援します。
イ	各地区文化祭・芸能祭への助成	各地区への事業補助金を交付します。

(2) 文化センターを活用した芸術文化の提供

施策 1：質の高い自主文化事業等の実施		
ア	文化センター運営委員会の開催	市民のニーズに合わせた質の高い自主文化事業の選定を行います。
イ	小中学校芸術鑑賞教室の開催	情操豊かな人材育成のために、小中学生への芸術鑑賞教室を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・小学生芸術鑑賞教室（市内小学5、6年生） ・中学生芸術鑑賞教室（市内中学2年生）
ウ	市民による身近な芸術文化の提供	定期的な芸術文化団体の作品展示と発表会実施の検討を進めます。
エ	市民等への広報	メディア等を利用した事業の広報を推進します <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや市政だよりによる情報発信 自主文化事業、催し物等

4 文化財の保存と継承

市内の指定文化財は、国指定・認定・登録文化財 4 件、県指定文化財 5 件、市指定文化財 114 件となっています。

郷土の貴重な文化財を保存・伝承するため、文化財保存団体などへ活動支援を行っています。市の歴史や文化財などを広く周知し、文化財保護の啓発のために文化財パンフレットや田村市史シリーズなどを発行しています。

獅子舞や神楽など、郷土で育まれてきた無形民俗文化財などを継承するため、映像記録化を進め、利活用できるようにします。

市民の文化財への関心を高めながら、郷土の歴史資料の保存と無形民俗文化財を伝承する人材の育成、未発見の文化財の発掘などが重要になります。

遺跡からの出土品や市内に残る文書資料、民俗資料などの文化財を一括して収蔵、保管、展示するための施設の整備が必要となっています。

基本目標

- ① 地域に遺された文化財の保存と継承を推進します

① 地域に遺された文化財の保存と継承を推進します

現 状

	基本構想 策定時	現 状	目 標
文化財講座 等の年間延 べ参加者数	639人 (H17)	499人 (H30)	600人 (H33)
民俗芸能 保存団体数	24 団体 (H17年度末)	23 団体 (H30年度末)	23 団体 (H33年度末)

(田村市総合計画 H27 より)

平成 30 年度の市内所在指定文化財数 (件) →

種 別	件数	
国指定	重要文化財	1
	天然記念物	1
	重要美術品 (認定)	1
	登録有形文化財	1
小 計	4	
県指定	重要文化財	2
	史跡	1
	無形民俗文化財	1
	天然記念物	1
小 計	5	
市指定	有形文化財	35
	有形民俗文化財	31
	無形民俗文化財	16
	史跡	5
	天然記念物	27
小 計	114	
合 計	123	

具 体 目 標

- (1) 文化財の保存と継承
- (2) 地域の歴史を学び親しめる施設の整備

施策と内容

(1) 文化財の保存と継承

施策 1：文化財の保存と継承		
ア	文化財保護審議会の開催と県文化財保護指導者研修会への参加	文化財保護事業の推進のために審議会、研修会へ積極的に参加します。 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会 年4回程度 ・研修会 10月
イ	指定文化財の防災訓練と防火査察の実施	文化財の保護のために、定期的な訓練等を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・堂山王子神社防災訓練 1月 ・消防署の協力による文化財防火査察 1月
ウ	指定文化財の周知	市民への周知のために、指定文化財標柱と説明板の管理、設置を行います。
エ	無形民俗文化財（伝統芸能）の保存と継承	保存団体への活動支援を行うとともに、記録映像化による保存と利活用を行います。また、披露公開の場を設けます。
オ	田村市史シリーズ等の継続発行	市史や文化財集などの発行による文化財保護の啓発を促進します。

(2) 地域の歴史を学び親しめる施設の整備

施策 1：歴史民俗資料館の活用と文化財保存施設の整備		
ア	歴史民俗資料館の活用促進	適切な施設管理と自主事業の充実により、施設の活用を図ります。
イ	文化財保存施設の整備	貴重な文化財等を適正に保管する施設について廃校施設等を活用した施設整備の検討を進めます。

5 スポーツ・レクリエーション活動の推進

市内には3つの総合型地域スポーツクラブがあり、スポーツ吹き矢、グラウンドゴルフ、ハイキングなどの活動をしていますが、軽スポーツ・レクリエーションをさらに活発にするため、設立されていない地域に組織づくりを働きかけていく必要があります。

市民スポーツを指導するスポーツ推進委員は、それぞれの地区で開催されているスポーツ大会の中心的な役割を担っていますが、地区ごとにスポーツ振興行事の年間開催数に相違があるため、推進委員の適切な配置が求められています。

市内のスポーツ少年団は、少子化の影響で、団員数が減少し、休止する少年団が出始めており、歯止めをかける対応が求められています。

陸上競技場、総合体育館、多目的運動広場、クロスカントリーコースを備える田村市運動公園や今後整備となるパークゴルフ場を子どもの運動習慣の定着をはじめ、スポーツ文化の普及、宿泊施設と連携した高校や大学のスポーツ合宿誘致、クロスカントリー大会の開催など、スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、スポーツを通じた市民の健康増進と市内外との交流に活用していく必要があります。

また、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、本市がホストタウンとなったネパール国とのスポーツや文化の交流を図っていく必要があります。

基本目標

- ① 幅広い年代が親しめるスポーツ・レクリエーション活動を推進します

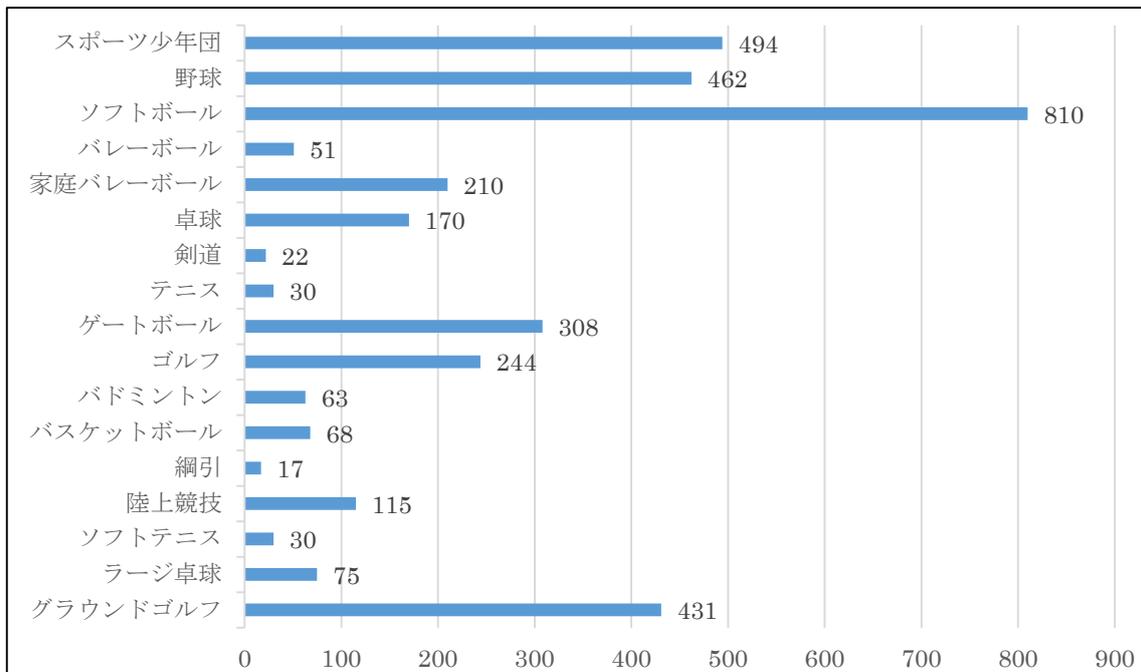
① 幅広い年代が親しめるスポーツ・レクリエーション活動を推進します

現状

市民が気軽に親しめるような軽スポーツやレクリエーションなど多様なニーズに応じた人材の発掘、育成を行い、指導体制の充実を図る必要があります。

	基本構想策定時	現状	目標
総合型地域スポーツクラブ数	2団体 (H17年度末)	3団体 (H30年度末)	5団体 (H33年度末)
スポーツ・レクリエーション指導者数	259人 (H17年度末)	254人 (H30年度末)	300人 (H33年度末)

【田村市総合計画 H27より】



平成 30 年度 スポーツ団体会員数 (人)

具 体 目 標

- (1) スポーツ・レクリエーション大会の推進
- (2) スポーツ・レクリエーションを通じた交流の推進
- (3) 活動を支える充実した指導体制の確立
- (4) ネパールとの交流事業の推進

施 策 と 内 容

(1) スポーツ・レクリエーション大会の推進

施策 1：運動公園内の施設によるスポーツ交流人口の拡大

ア	県内外からの高校、大学・社会人チームの合宿誘致	総合体育館の空調設備を充実し、市内宿泊施設と連携した高校、大学・社会人チームの積極的な誘致活動を進めます。
イ	県レベル以上の各種大会の誘致	プロバスケットボール大会や県小学生リレーカーニバル等の誘致を行います。
ウ	施設のPR	ホームページの内容充実とフェイスブックなどを活用して情報発信を行います。

エ	クロスカントリーコースの利活用	クロスカントリーやウォーキング大会のほかにトレーニングコースとしての活用を推進します。
---	-----------------	---

施策2：田村富士ロードレース大会への参加者の拡大と推進

ア	学校・スポーツ少年団との連携及びHP・フェイスブックによる参加者の拡大	学校やスポーツ少年団との連携を密にし、参加者の拡大を図ります。また、SNSを活用した広報活動を行います。
---	-------------------------------------	--

施策3：ふくしま駅伝の参加並びに記録への挑戦

ア	年間を通した質の高い練習、スタッフの確保	優れた指導者やスタッフの確保を図り、年間を通した質の高い練習の実施を推進します。
---	----------------------	--

(2) スポーツ・レクリエーションを通じた交流の推進

施策1：小中学生を対象としたスポーツ大会・講習会等の開催

ア	ソフトボール大会の開催	8月に市内外約64チーム参加であぶくま洞大多鬼丸旗争奪児童ソフトボール大会を開催します。
イ	スポーツ少年団本部長杯大会の開催	6月に卓球大会 サッカー大会 ソフトボール大会 学童野球大会 ミニバスケットボール大会 バレーボール大会 を開催します。

ウ	かぶと虫杯スポーツ大会の開催	7月：少年サッカー、ソフトボール大会 8月：ミニバスケットボール大会 9月：学童野球大会 10月：バレーボール大会 を開催します。
エ	ビートル駅伝大会の開催	11月に市内外約50チーム参加でビートル駅伝大会を開催します。
オ	グリーンパーク杯争奪少年スポーツ大会の開催	6月：ソフトボール大会 9月：バレーボール大会 を開催します。
カ	スポーツ教室の開催	各種目のスポーツ教室を開催して、小中学生のスポーツに対する意識の高揚と自己の技術や能力の向上に努めます。

(3) 活動を支える充実した指導体制の確立

施策1：指導者対象の研修会や講習会の開催		
ア	スポーツ推進委員研修会・講習会	市民が気軽に楽しめる軽スポーツやレクリエーション種目の普及に向けた研修会、講習会を行います。
イ	スポーツ講演会の開催	著名な選手や監督等の講演会を開催します。

(4) ネパールとの交流事業の推進

施策1：ネパールとの交流事業の実施		
ア	事前合宿の実施	ネパールオリンピックチームの事前合宿を実施します。
イ	スポーツ交流や文化交流の開催	小中学校でネパールの文化や歴史の学習と交流会を開催すると共にネパール文化の紹介イベントを開催します。 また、ネパール陸上選手とのスポーツ交流会を開催します。

6 教育行政の円滑な推進と効率的運営

教育の機会均等、教育水準の維持向上及び本市の実情に応じた教育の振興を図り、広く地域住民の意向を反映した責任ある教育行政を実現するため、教育委員会の活性化を図ります。また、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、議会に報告するとともに、市民へ公表し、教育行政への理解、啓発、協働意識の高揚を図り、「地域が育て、地域で育つ、市民参加の教育」を推進します。

田村市の将来の人口動態からは、今後少子化がさらに進むことが予想されています。教育の機会均等、教育水準の維持向上及び本市の実情に応じた教育の振興を図るために、教育行政の効率的運営と学校規模の適正化を進める必要があります。

現 状

【 市立小中学校 学級数 児童生徒数 】

	市総合計画 基本構想策定時	現 状
市立小学校	25校 169学級 2695名 (H17)	11校 96学級 1647名 (H31)
市立中学校	8校 61学級 1560名 (H17)	6校 46学級 879名 (H31)

【 市立小学校 複式学級数 】（上記学級数の内数）

	市総合計画 基本構想策定時	現 状	目 標
複式学級	9学級 (H17)	10学級 (H31)	4学級 (H33)

基 本 目 標

- ① 教育委員会の活性化を図ります
- ② 教育予算を効果的・効率的に執行します
- ③ 人材育成を推進します
- ④ 教育環境の整備・充実を進めます
- ⑤ 教育効果を高めるための学校規模の適正化を進めます

① 教育委員会の活性化を図ります

具 体 目 標

- (1) 開かれた教育委員会
- (2) 教育委員会施策の評価と公表

施 策 と 内 容

(1) 開かれた教育委員会

施策1：教育委員会の透明性を高める取組		
ア	所管事務の調査、施設等の視察	小中学校や公民館などの社会教育施設、体育館などの社会体育施設、文化財などを視察して所管事務や現状の調査を行います。
イ	会議運営の工夫と公表	議案の事前配付や、課題を設定した会議など、積極的に意見交換ができるよう運営を工夫します。また、議事録を市のホームページで公表します。

(2) 教育委員会施策の評価と公表

施策1：教育振興推進プログラムの自己評価		
ア	教育振興推進プログラムの自己評価	中間評価を適宜行うとともに、年度末に事務事業の評価をまとめます。
イ	外部評価委員会の定期開催	年間2回の外部評価委員会を開催し、取組状況の評価を行います。
ウ	議会報告と市民への公表	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価を議会へ報告します。また、評価報告を市のホームページで広く市民へ公表します。

② 教育予算を効果的・効率的に執行します

具体目標

- (1) 教育予算の効果的運用

施策と内容

(1) 教育予算の効果的運用

施策1：市財政計画をふまえた効率的な予算執行		
ア	教育大綱に基づく重点事業の設定	市の財政計画をふまえ、教育委員会の重点事業を策定し、田村市総合教育会議で協議します。
イ	予算編成ヒアリングの実施	市の財政状況や予算編成方針などの説明と各学校のヒアリングを実施し、効果的な予算の編成と効率的な執行を実現します。

③ 人材育成を推進します

具体目標

- (1) 高校生・大学生の就学支援
- (2) 高校生の海外留学支援

施策と内容

(1) 高校生・大学生の就学支援

施策1：奨学金制度の効果的な運営		
ア	奨学金制度の周知	市内在住及び出身高校生、大学生の奨学金制度（貸与型・給付型）を広く市民に周知するとともに進学先の高校への案内など、積極的、効果的に就学支援策を周知します。

(2) 高校生の海外留学支援

施策1：海外留学支援制度の周知		
ア	アメリカ合衆国留学支援制度の周知	市内在住及び出身の高校生に対して、アメリカ合衆国留学を支援する猪狩俊郎海外留学制度を広く市民に周知するとともに進学先の高校への案内など積極的、効果的に支援策を周知します。

④ 教育環境の整備・充実を進めます

具体目標

- (1) 田村市総合計画に基づく、快適で安全な教育環境の整備
- (2) 学校の安全管理と事故防止
- (3) 児童生徒の通学支援

施策と内容

(1) 田村市総合計画に基づく快適で安全な教育環境の整備

施策1：教育活動の場にふさわしい環境の整備		
ア	各学校の経年劣化の状況をふまえた計画的な修繕	緊急性が高い修繕などへの早急な対応やトイレの洋式化など、状況を把握しながら計画的な環境整備を進めます。

(2) 学校の安全管理と事故防止

施策1：児童生徒の安全な学校生活のための環境整備		
ア	安全点検後の迅速な修繕	各学校等の要望や点検結果を踏まえ、迅速に安全対策を行います。

イ	防火管理体制の充実	定期的な防火管理者の講習受講や消防設備等の点検、防火診断を行います。
ウ	通学路の点検と危険箇所の解消	定期的な通学路の点検により危険箇所を把握し、関係機関や学校と連携し危険箇所の解消を図ります。

(3) 児童生徒の通学支援

施策1：児童生徒への費用的支援		
ア	遠距離通学児童生徒への通学支援	通学のあり方を検討し、策定した基準に基づくスクールバスの運行計画により安全な運行環境を整備します。
イ	自転車通学生徒への通学支援	市の基準に基づき、自転車通学の中学生に対して、ヘルメット購入資金の一部を助成します。

⑤ 教育効果を高めるための学校規模の適正化を進めます

具体目標

- (1) 複式学級解消に向けた学校規模の適正化推進

施策と内容

(1) 複式学級解消に向けた学校規模の適正化推進

施策1：学校規模の適正化推進		
ア	各地域の現状把握と説明機会の確保	児童生徒数の予測や小規模校のメリット及びデメリットについて、複式学級を保有する学校の関係者に説明する機会を設定し、保護者や地域住民の意向と地域の実情を考慮した学校規模の適正化を進めます。

教育委員会組織



飯村新市 教育長
平成30年4月1日～6月30日
平成30年7月1日～



教育長職務代理者 増田英子 委員
平成25年7月1日～平成29年6月30日
平成29年7月1日～



船田隆典 委員
平成29年7月1日～



渡邊世子 委員
平成29年7月1日～



柳沼かおり 委員
平成30年7月1日～

田村っ子のルール10

あたりまえのことを あたりまえに思って あたりまえに行動する

【ルール6】
つねづねつがな

【ルール5】
きちんとかたづけよう

【ルール4】
素直にすみません

【ルール3】
「ありがとう」「言葉

【ルール2】
返事をしよう

【ルール1】
あいづつをしよう

Students Rule10

Tamura city

- Rule1: Exchange greetings.
- Rule2: Respond with a clear voice.
- Rule3: Say 「Thank you」.
- Rule4: Apologize sincerely.
- Rule5: Clean up properly.
- Rule6: Always be honest.
- Rule7: Look the person in the eye when you speak.
- Rule8: Be punctual.
- Rule9: Find the goodness of people.
- Rule10: Arrange your shoes neatly.



(カット:朝倉悠三)

【ルール10】
はきもののきんぎょを

【ルール9】
相手のいいところを

【ルール8】
時間を守ろう

【ルール7】
相手の目を見て話そう

【田村市教育委員会】

学力向上グラントデザイン

田村市教育委員会

確かな学力
進路実現

学力向上推進会議

学力向上推進委員会

○各学校における実践の充実

- ・現職教育の推進
- ・学力実態の課題と対策検討
- ・学力向上対策の推進
- ・学力向上への調査研究

学校教育指導委員会

○教科指導のエキスパート育成

- ・個人課題研究
- ・提案授業
- ・教科等の指導助言
- ・高校入試調査研究

幼児～小学校入門期教育

- ・公立幼稚園共通カリキュラム
- ・たむらこっ子はぐくみネットワーク
- ・0歳～小学校入門期カリキュラム
- ・幼稚園相互の交流事業

連携型幼・小・中一貫教育の推進

小・中連携推進会議

○中学校区相互の連携促進

- 幼-小 小-小 小-中交流
- 中学校区ごとの授業研究会、生徒指導担当者会、学校保健委員会

家庭学習リーフレットの活用

保護者・地域の理解と連携

- 学習習慣の確立
- ・学習シラバス・プロセス
- ・学校・学年だより等
- 地域人材の活用
- ・学校支援地域本部

個のニーズに応じた教育

- サポネット田村
- ・支援策の検討
- ・特別な支援に関する教職員研修
- 教育相談体制の充実
- ・S.C、SSW
- ・心の教室相談員

現状の課題

- ・活用力の育成
- ・望ましい学習習慣の確立
- ・教師の指導力の向上
- ・言語活動の充実

学習規律・生活規律の確立 望ましい学級集団

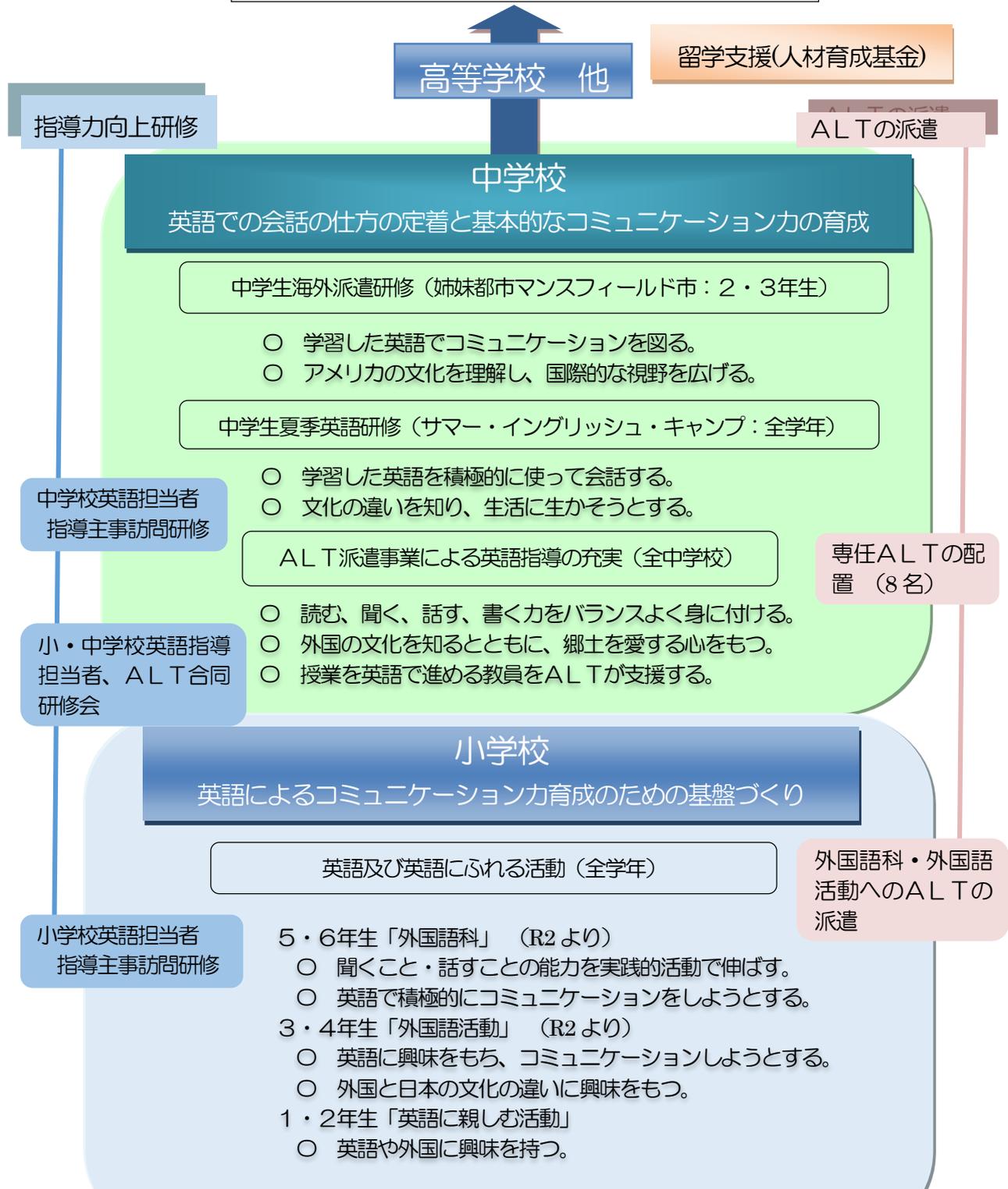
- ・田村っ子のルール10集
- ・田村っ子ルールマナー集
- ・年2回の「Q-UP」調査活用



授業の質的改善 「授業改善の視点」の確かな実践

田村市英語が使える人材育成事業

目標：国際性豊かで英語が使える人材の育成



田村市英語が使える人材育成事業基本方針

- 小・中学校へのALT派遣と効果的活用による指導の改善・充実
- 外国語指導担当者への研修機会の提供による指導力向上と小・小、小・中の連携強化
- 各種事業を通じた国際理解教育のより一層の推進

「田村っ子」家庭学習の手引

田村市教育委員会・田村市学力向上推進会議

〈高学年のみなさんへ〉

将来の夢や希望をかなえるためには、今、小学校で学習していることが大切な土台となります。学習したことを身につけるためには、家庭学習がとても大切です。それは、学習を繰り返すことで、確実に身につくようになるからです。また、自分で学習内容を決め、計画的に学習を進めることができるようになれば、それは、将来につながるすばらしい力です。家庭でも、毎日計画的に学習をする習慣を身につけましょう。

家庭学習の大切さ

- 学習したことを生かして、新たな課題を解決できるようになります。 〈生きる力〉
- 学習したことを繰り返し練習して、学んだことを確実に身につけます。 〈学習の定着〉
- 毎日勉強する習慣を身につけ、自ら学習するようになります。 〈習慣・自主性〉
- 予習をすることは、翌日の学習に生かされて効果を高めます。 〈予習〉



たむらこ かていがくしゅう 田村っ子の『家庭学習のすすめ』



1 ^{がくしゅう} ^{ばしょ} 学習する場所をきめましょう。

2 ^{がくしゅう} ^{じかん} 学習する時間をきめましょう。

3 ^{がくしゅう} 学習しているときは、^け テレビを消しましょう。

4 ^{しゅくだい} ^{かなら} ^{じしゅがくしゅう} ^{とく} 宿題は必ずやり、自主学習にも取り組みましょう。

5 ^{まいにち} ^{どくしょ} 毎日、読書をしましょう。

6 ^{かだい} ^{かいけつ} 課題を解決するときは、^{がくしゅう} ^{かんが} 学習したことをもとに考えましょう。

7 わからないときは、そのままにせず、^{じぶん} ^{しら} ^{いえ} ^{ひと} 自分で調べたり、家の人や
^{とも} ^{せんせい} ^き ^{さいご} 友だち、先生に聞いたりして、最後までがんばりましょう。

保護者の皆様へ

学校は、子どもたちが将来、社会人として身につけるべき「主体的に問題を解決する能力」とその基盤となる「基礎的な学力」を確実に身につけさせる役割を担っています。

市内の子どもたちは、素直で、進んであいさつをすることができます。また、学習にも真剣に取り組み、全国平均と比較しても、学力向上の成果を上げつつあります。

しかし、一方では、家庭でテレビを見る時間や携帯ゲームなどに費やす時間が全国平均より長いことが大きな課題となっています。

お子さんの将来の夢の実現のために、身につけなくてはならない確かな学力の定着のためには、学校教育と連携した家庭学習の役割は大変重要です。家庭での時間の使い方を工夫し家庭学習の習慣を身につけることができるよう、家族ぐるみのご協力をお願いいたします。

望ましい生活習慣を身につけることは お子さんの学力の向上を支えるために大切です。

※ 下記項目のあてはまる口にチェックを入れて振り返ってみましょう。

連絡帳などにより準備物を点検しましょう。



《 子どもの力を発揮させるために 》

- 子どものよいところをほめている。
- 子どものがんばりを認め、励ましている。
- 子どもと将来の夢などを話し合っている。
- 子どもと学校の出来事などを話し合っている。



《 基本的な生活習慣などを身につけるために 》

- 子どもに家の手伝いをさせている。
- 子どもは、毎日朝食をとっている。
- 食事のときは、テレビを消している。
- 子どもの就寝、起床の時刻がきまっていて、生活のリズムができている。
- 子どもがテレビやDVDを見たり、テレビゲームをしたりする時間をきめている。
- 子どもが学習している時は、テレビを消している。
- 子どもの学習に関心をもっている。
- 子どもとテレビのニュース番組などを見ている。



家庭学習の効果を高めるポイント

- ① 学習する時間を決める。
- ② 学習する場所を決める。
- ③ 成果を認めてほめる。

かていがくしゅう
家庭学習のことなど、困
ったことは、担任の先生に
そうだん
相談しましょう。

〇〇 学校

TEL —



「いじめ」等への対応マニュアル

田村市教育委員会

田村市いじめ防止等に関する条例（田村市いじめ防止基本方針）

未然防止のための取組（日常の指導）〔継続性〕

学校いじめ防止基本方針

教育活動全体を通して
（各種委員会の機能を生かした取組）

- いじめ防止の指導の徹底
- 田村っ子のルール10
- 各教科の授業の充実
- 道徳教育の充実
- 人権教育の推進
- 特別活動の充実
- 部活動での指導の充実
- ネット上のいじめ防止に関する指導の充実
- 保護者への啓発

いじめ防止対策計画

- いじめ防止対策委員会の設置
- 定期的な実態調査及び分析とその対応
- 子ども一人ひとりの教育相談
- 幼・小・中・高との連携
- 関係機関との連絡調整
- 事例研究会・支援資料提供
- 「いじめ」根絶プログラムの作成（年間計画・組織）
- 「学校生活の1日の流れ、考えられるいじめ発生の場合、対応策等」
- 保護者の相談窓口の開設及び広報活動

【教育委員会】

- ・日常的な連携・支援 ・定期調査(6・11・3月)
- ・研修会の開催 ・田村市いじめ問題対策協議会

【相談機関】

- ◇福島いじめSOS24 0120-916-024
- ◇警察いじめ110番 0120-795-110
- ◇ダイヤルSOS 0120-453-141
- ◇こころの電話相談 0120-834-522

【関係機関】

- ・田村警察署
- ・社会福祉課
- ・児童相談所
- ・法務局

「いじめ等」発生時の対応〔迅速性〕

〈基本姿勢〉◆即時対応・説明責任 ◆組織的な支援

☆「いじめ」などは、児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめを受けた児童等へ〉

- 受容(よく聞く)・理解
- 受容と背景の把握
- ☆「学校は守り通す」

〈いじめを行った児童等へ〉

- 受容(よく聞く)・理解
- 問題点の明確化・納得のいく指導
- ☆「ならぬことにはならぬ」

〈児童生徒全体へ〉

- 学年・学級での指導
- 全校集会
- ☆「自らの言動を振り返る」

〈保護者へ〉

- 家庭訪問等による事実関係の説明
- 経過説明
- ☆「誠意ある対応」

〈教職員へ〉

- 事実把握及び指導方法の確認と留意点
- 「安全配慮義務」の確認
- ☆「毅然とした対応」

【いじめ発生報告】

- いじめを学校が認知した場合、「いじめ事故発生報告」(様式1)を作成、提出する。
- いじめが継続している場合、1月ごとに「いじめ事故経過報告」(様式2)を作成、提出する。

【重大事態発生時】

- いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安)



- 当該学校から市教育委員会を經由し市長等へ報告する。

〔報道機関対応〕

- 窓口の一本化
- 取材意図の確認及び準備
- 明確な回答

いじめ継続チーム

正確な事実確認に基づき個別面談・保護者との教育相談・当該児童等への指導

教育委員会の助言・校内委員会での共有化・SC等での対応

教育委員会の積極的支援・校内対策委員会の設置・SSWの派遣

教育委員会の介入・警察・児童相談所との連携・被害者の安全確保・加害者への対応

田村市いじめ対策特別委員会（重大事態の調査）

田村市教育委員会
（学校教育課）



田村市長

田村市いじめ調査委員会（再調査）

福島県教育委員会
（県中教育事務所）

共通カリキュラムによる0歳から小学校入門期指導の充実

学童期

小学校学習指導要領

生きる力の育成

主体的に学習に
取り組む態度

思考力・判断力
・表現力

基礎的・基本的な
知識及び技能

スタートカリキュラム

ぐんぐんタイム

わくわくタイム

なかよしタイム

主体性

- ◆対象に自らかかわる
- ◆自己決定する
- ◆自己判断する

志向性

- ◆目的をもって遊び、活動する
- ◆自分の願いを実現する

かかわる力

- ◆環境に働きかけ、自分との関係を結ぶ
- ◆人とかかわりながら学ぶ

小学校入門期



公立幼稚園・こども園／私立幼稚園
4・5歳児共通カリキュラム

学びの基礎力の育成

学びの自立

- ・進んで活動する
- ・話をよく聞き考えをまとめる
- ・考えを表現する

生活の自立

- ・きまりやルール
- ・生活習慣や技能
- ・身近な人、社会、自然とのかかわり

精神的な自立

- ・自分のよさや可能性への気づき
- ・意欲と自信

幼児期



自己
肯定
感

自己
肯定
感

はぐくみステップ
田村っ子のルール10

乳幼児期

公立保育所 0～3歳児共通カリキュラム

情緒の安定

- ◇ルールやマナーの基礎
- ◇思いや欲求の表現
- ◇基本的な生活習慣
- ◇基本的な信頼関係



自己
肯定
感

自己
肯定
感

田村市の教育理念

- ◇ 保・幼・小・中が密接に連携を図り、子どもの発達段階のギャップを解消するとともに、教育の道筋の一貫性を大切にした「連携型保幼小中一貫教育」を推進する。

田 村 市 教 育 大 綱

平成31年4月改定

田 村 市

教育振興推進プログラム

平成31年4月改定

田村市教育委員会

編集・発行 田村市教育委員会事務局

〒963-4393

福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

電話 0247-81-1213

Fax 0247-81-1228